

高槻市人権施策基本方針

～人権施策の総合的な推進にむけて～

平成16年(2004年) 3 月

高 槻 市

はじめに

平成11年(1999年)の「地方分権一括法」の制定を契機として、自治体には「分権型社会」への転換に向けた、一層の主体的な取り組みが求められています。特に、本市においては、平成15年(2003年)4月から中核市へ移行し、市民に一番身近な行政として、確かな信念と細やかな配慮を持って、人権施策の推進にあたっていくことが求められています。

わが国においても基本的人権を保障した日本国憲法に基づいて、これまで人権に関する諸制度の整備や各種施策が実施されてきましたが、今なお、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、在日外国人の問題などとともに、近年の社会情勢の進展に伴い新たな人権にかかわる問題も生じており、こうした人権問題の解決は、社会全体の大きな課題となっています。

人権の尊重が国際的な潮流となるなかにあって、本市では、世界人権宣言及び日本国憲法の理念に基づき、市と市民の協働による真にすべての人の人権が尊重される社会をつくるため、平成13年(2001年)3月に「高槻市人権尊重の社会づくり条例」を制定いたしました。この条例に基づき、同年12月に人権施策推進審議会を設置し、「人権施策を総合的に推進するための基本方針」について諮問いたしました。その後、約1年4か月にわたる審議を経て、平成15年(2003年)3月に答申をまとめていただきました。

この審議会からの答申を最大限に尊重し、今回、高槻市人権施策基本方針を策定いたしました。この方針は、本市におけるすべての行政分野において、総合的に人権施策を推進していくための基本方向を示すものです。今後は、この方針に基づき、人権尊重を基調とした市政運営を心がけるとともに、市民の皆様のご理解とご協力により、人権尊重の社会環境づくりに向けて、より一層の取り組みを推進してまいります。

平成16年(2004年)3月

高槻市長 奥 本 務

目 次

第1章 方針策定の背景	1
1 国際的な取り組み	1
2 国内の取り組み	1
3 高槻市の取り組み	2
第2章 人権施策の基本的な考え方	3
1 基本理念	3
2 基本的な留意点	5
第3章 人権施策の効果的な推進に向けて	7
1 豊かな人権感覚を育てていくための人権啓発・教育の推進	7
2 人権擁護を推進していくための権利擁護システムの構築	8
3 社会全体での取り組みを推進するためのネットワークの形成	8
4 目的を明確にし、計画的かつ総合的な推進と施策の評価及び 具体的目標値の設定	9
5 市民意見の的確な把握	9
6 人権問題の調査・現状把握の実施	10
7 交流環境等の充実	10
第4章 具体的に取り組むべき主要課題	10
1 女性	10
2 子ども	12
3 高齢者	14
4 障害者	15
5 同和問題	17
6 在日外国人	18
7 さまざまな人権課題	19
第5章 庁内の推進体制	21
1 総合調整機能の強化	21
2 組織体制の整備	21
3 職員の人権意識の向上	21
用語解説	22
参考資料	
1 高槻市人権尊重の社会づくり条例	25

第1章 方針策定の背景～人権をめぐる国内外の動き～

1 国際的な取り組み

国際連合(国連)は国連憲章の前文で、基本的人権の尊重と人間の尊厳の不可侵性は人類共通の願いであると謳っています。昭和23年(1948年)には、「世界人権宣言」が採択され、人権に関する基本的な考え方は国際社会において幅広く支持され、人々の間に定着しつつありますが、50年以上を経た今日においてもなお、すべての人々の人権が完全に保障されているとは言い難い状況にあります。

この間、国連は、世界人権宣言の理念や精神の実現を目指して、「国際人権規約」(昭和41年(1966年))をはじめ「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(昭和40年(1965年))、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(昭和54年(1979年))、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」(平成元年(1989年))など、差別の解消を目的とした23に及び人権関連条約や宣言を決議し、加盟国に批准・承認を求めてきました。

また、世界各国では、国連が設定した「国際婦人年」(昭和50年(1975年))、「国際児童年」(昭和54年(1979年))、「国際障害者年」(昭和56年(1981年))、「世界の先住民の国際年」(平成5年(1993年))等に取り組むなかで、「人権の尊重」については、国家を超えた人類普遍の最重要課題として政策に盛り込むなど、さまざまな努力が積み重ねられています。

しかし、こうした国連や国際社会の努力にもかかわらず、いまだに地球上には民族紛争による戦禍や飢餓、人種差別や女性差別による人権侵害など、解決していかなければならない問題が数多く存在している現状にあります。

平成7年(1995年)からは、これらの人権問題の解決に向けた国連の新たな取り組みとして、「人権教育のための国連10年」が開始されました。

国際社会は、人権教育と人権確立を目指す取り組みの強化に努め、「世界人権宣言」の理念や精神を実現していくため、その責務を果たしていくことが、今、求められています。

2 国内の取り組み

国内にあっても、人権侵害の解消は、大きな課題となっており、国では、あらゆる人権問題の解消を目指して新たな取り組みを進めています。

法的な取り組みとしては、人権意識の社会的な高まりや総務庁の附属機関である地域改善対策協議会の提言を受け、平成8年(1996年)12月に「人権擁護施策推進法」が制定され、人権教育及び啓発の推進、人権侵害被害者の救済に関する施策の推進、の2点を国の責務と決めました。そして、同法

に基づき人権擁護推進審議会が設置され、平成11年(1999年)には、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」が答申されました。

また、平成12年(2000年)には、国や地方公共団体等の人権教育及び人権啓発に関する責務などを定めた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、平成14年(2002年)には、同法に基づき「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

さらに、国における人権擁護推進審議会からは、平成13年(2001年)には、「人権救済制度のあり方」、「人権擁護委員制度の改革」についての答申が出されています。これらの答申を踏まえ、平成14年(2002年)には、「人権擁護法案」が国会に提出されるなど、法整備に向けて取り組みが進められています。

また、大阪府においては、平成9年(1997年)に国に先駆けて「人権教育のための国連10年大阪府行動計画」を策定するとともに、平成13年(2001年)には中間年としてその見直しを行うなど、人権教育の推進に努めています。そして、平成10年(1998年)には「大阪府人権尊重の社会づくり条例」を制定し、同条例に基づき「大阪府人権施策推進基本方針」を策定し、人権尊重の基本理念を基礎に据えたさまざまな行政施策を展開しています。

3 高槻市の取り組み

本市においては、昭和52年(1977年)に市民参加のもとに制定した「高槻市市民憲章」のなかで、「すべての差別をなくし、自由と公正を守る」ことを謳い込み、いち早く人権を大切にすることを市民共通のまちづくりの理念として掲げました。その翌年、昭和53年(1978年)には「人権擁護都市宣言」を、昭和58年(1983年)には「非核平和都市宣言」を行い、さらに昭和62年(1987年)からは市民からの提言に基づく2次にわたる「高槻市人権啓発計画」に沿ってそれらの具体化を図るなど、常に人権を市政の基軸に据えて施策を実施してきました。

特に、本市の人権問題に関する総合的な取り組みは、国の同和対策審議会答申(昭和40年(1965年))や高槻市同和対策協議会答申(昭和45年(1970年))などを踏まえて推進してきた同和行政から始まりました。こうした同和問題の解決に向けた総合的な取り組みとともに、在日外国人問題についても、昭和57年(1982年)には「在日韓国・朝鮮人問題取り組みについての教育基本方針」を策定しその具体化を図り、女性問題についても、昭和58年(1983年)には、第1次行動計画である「男女平等達成のための高槻市婦人行動計画」を策定し、その推進に努めてきました。こうした諸事業の推進とともに、人権

施策を総合的かつ円滑に推進するために設置されている人権擁護推進本部を中心とした庁内推進体制のもとに、子ども、高齢者、障害者など、それぞれの個別の課題についても諸施策に取り組んできました。その結果、全般的な人権意識の高まりが見られるとともに、男女平等意識の向上や、同和問題などについても人権意識の着実な高まりがみられますが、今なお、誤った知識や偏見に基づく差別などとともに、いじめや虐待、家庭内暴力など多くの人権課題が存在しており、人権への認識が十分ではない現状があります。

このような認識に立って、これまでの取り組みと並行して、平成11年(1999年)からは、「人権教育のための国連10年高槻市行動計画」を策定し、その目標年次である平成16年度(2004年度)に向けて人権教育・啓発の推進に努めています。こうした取り組みを継承し、さらに発展させることが大切であるとの認識に立って、平成13年(2001年)3月には、「高槻市人権尊重の社会づくり条例」を制定し、21世紀のまちづくりを進めていく上で、人権尊重の姿勢をより確かなものとししました。

こうした人権課題の解決に向けたこれまでの取り組みや成果を踏まえ、今後、さらに人権施策の推進に努めます。

第2章 人権施策の基本的な考え方

1 基本理念

「人権」とは、すべての人間が、人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために、欠くことのできない権利であります。

21世紀は「人権の世紀」といわれるように、人権尊重の意識の高まりは世界的な潮流となっています。人権が尊重され、誰もが自分らしくいきいきと暮らせる社会を実現していくためには、一人ひとりが日常生活におけるさまざまな問題について、お互いが尊重し合うよう心がけることが大切です。すべての人の人権が尊重されることは、世界平和の基礎ともなります。国連において「人権という普遍的な文化」が提起されたのは、今や地球的規模で進んでいる環境問題や平和の問題を解決するためには、結局、一人ひとりの基本的人権が保障された社会を実現し、人々が人権尊重を基本にした生き方をすることが、その根本であると考えられたことがその基礎にあります。

ところで、最近のまちづくりにおいては、「バリアフリー」(注:1)に加えて「ユニバーサルデザイン」(注:2)が提唱されています。これまでつくられ

てきた社会に、高齢者や障害者などが適応できるように、さまざまな障壁（バリアー）を取り除くことにとどまらず、いろいろな人がいて、社会を構成していることが自然なことであると考えられるようになってきました。高齢者や障害者、外国人など、それぞれの違いにかかわらず、すべての人が暮らしやすいようなデザインを考え、ものづくり、まちづくりを行っていかうとする時代をむかえています。また、一方、現在の社会状況をみた場合、これまで個人を支えてきた家族、地域など共同体への帰属意識が希薄となり、精神的な価値よりも物質的な価値が重んじられ、社会的責任よりも権利意識が優先し、自己中心的な生き方が広がりを見せるなど、これまでの社会的なルールが揺らぎ、基軸となる価値体系が見出せない状況となっています。

このような人権問題にとって新しい時代において、基本的な人権の尊重を基礎とした、活力と魅力に満ちた新しい「高槻市」をつくっていくために、個人の選択に応じたさまざまな価値観や生き方を尊重し、市民それぞれの個性と能力が輝き、自己実現と社会的責任を果たすことが可能な社会を創造していくことが強く期待されています。

そこで、今後の人権施策の基本理念として、

「一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく、いきいきと暮らせる社会の実現」と決めました。

そして、この基本理念の実現に向けて、人権施策が目指す具体的な方向性としては、次の4点をその目標として、その具体化に努めます。

(1) 一人ひとりが尊重され、自己実現を図ることのできる、活気のある地域社会を目指す

「いのち」の尊さが大切にされ、人間としての尊厳や個性が尊重され、個人が自己実現に挑戦することで、新しい価値を創造し、多様性と独創性を発揮できる、活気のある地域社会を目指します。

(2) 市民のだれもが、社会の一員として等しく参加・参画できる公正な地域社会を目指す

性別や年齢、障害、社会的身分、門地、民族、国籍等にかかわらず、だれもが等しく社会に参画し、公正や平等の実現のために社会的な責任を果たす地域社会を目指します。

(3) 多様な文化や価値観、個性が尊重され、ともに暮らせる地域社会を目指す

「共生」をキーワードとして、異なる文化や歴史、生活習慣にふれあう中で、お互いが理解し合い、さまざまな市民とともに生活し、ともに地域を支え合う豊かで活力ある地域社会を目指します。

(4) 市民、企業、自治体等がともに取り組む人権尊重の地域社会を目指す

地域社会で生活する市民の人権に関する問題を、社会全体として取り組み、市民はもとより地区コミュニティ組織、学校、企業、公共的団体、NPO(注:3)などとの連携・協働を通じて、自治体と市民、団体、企業等が相互に支援し合いながら、人権尊重の地域社会を目指します。

2 基本的な留意点

人権施策の基本理念である「一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく、いきいきと暮らせる社会の実現」を目指して、先に示した4つの目標の実現に向け、人権の尊重を常に市政運営の基調の一つに据え、人権施策を推進します。そのためには、市民の自主性を尊重しつつ、人権に関する施策を総合的に推進していく必要があります、次に掲げる視点に留意して進めます。

また、社会情勢の変化や価値観の多様性などの変化に伴い、新たな人権問題が生起する可能性があり、これらに的確に対応していくためには、国や大阪府等における人権施策の動向も常に注視するとともに、その連携に努め、本基本方針についても、不断にその点検を行い、必要に応じて見直しを行います。

(1) 人権問題は現象面だけではなく周辺の要因も含めて考える

現在、生活が豊かになったといわれるなかで、人間関係の希薄化が進み、人権問題の存在そのものが見えにくくなっている状況があります。人権問題は、これまでのさまざまな取り組みによっても簡単には解決しえない問題の根深さがあります。したがって、人権施策を検討するにあたっては、人権問題を現象面だけで捉えるのではなく、社会的背景や構造的な要因などその周辺にあるものも含めて総合的に考えながら施策を推進します。

(2) あらゆる立場の人々の視点で考える

高齢者、障害者や子どもなど、だれもが生活しやすいまちづくりを目指し、すべての施策を検討するにあたっては、人権問題の当事者の声を吸い上げ、それを施策に生かしていく柔軟かつ摂取的な行政システムを構築します。

(3) それぞれの施策の組み合わせによって人権の取り組みが進展することに留意する

女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、在日外国人の問題など、人権問題はすべての問題にかかわる数多くの要因を含んでおり、個別の領域だけでなく、複数の領域に関連することが多いので、それぞれの施策が相互に関連し合って、人権尊重の取り組みが進展するという認識に立って施

策を推進します。

(4) 国内外の取り組みの動向を把握する

人権に関する取り組みは、国連や各国の動向、国における法律等の制定の推移、他の自治体の動向など、常に変化しています。これらの動向をも的確に把握したうえで、連携を図りながら施策を推進します。

(5) 社会情勢の変化と人権問題とのかかわりを意識する

バブル経済の崩壊や少子・高齢化社会の進展など社会情勢の急激な変化は、人間関係の希薄化を招き、人権問題に少なからず影響があるといわれています。社会情勢の変化を敏感に捉えた上で、市民の生活実態に即した取り組みを行います。

(6) いままでの枠にとらわれずに施策等を点検する

既存の施策の効果等を既成観念にとらわれず新たな視点で点検し、見直しを図ることは、これから新たな施策に取り組む上で重要です。また、ハンセン病(注:4)に対する偏見や差別をもたらした「らい予防法」(昭和28年(1953年))が廃止(平成8年(1996年))されたように、既存の法令・制度等についても人権の視点から点検を進め、問題点があればその改善に向けて国等に働きかけを行います。

(7) プライバシーと人権問題のかかわりを考える

コンピューターから個人情報が出たり、個人情報の売買が行われたりするなど、情報化の進展に伴って新たな人権問題も浮上しています。

しかしながら、一方で、プライバシーを重視するあまり人権侵害を見逃してしまう事態も生じています。プライバシー保護は人権を守る上で最も重要な要素の一つですが、プライバシーにかかわることであっても、子どもの虐待や高齢者の人権問題などのように、早期の情報提供が必要な場合は、的確な判断を行いながらその対応に努めます。

(8) 公共性の観点を踏まえる

多くの人々が人権について知識や関心を持つようになることは好ましいことですが、「人権」についての正しい理解が必要です。現在、他の人々の人権や公共の利益に対する配慮が不十分なことから、自分の人権だけを主張し、当事者双方がお互いの人権を主張しあういわゆる「人権と人権の衝突」などさまざまな問題が生じています。人権の尊重の理念には、他の人々の人権や公共の利益との調和を図ることが欠かせないことから、公共性の観点を踏まえて人権施策を推進します。

第3章 人権施策の効果的な推進に向けて

1 豊かな人権感覚を育んでいくための人権啓発・教育の推進

人権に関しては、これまでも人権啓発・教育が進められてきましたが、依然として、私たちの社会には人権にかかわるさまざまな課題が存在しています。また、近年、国際化が進展しているなか、広く市民の間で各種の文化や多様性を認め合い、違いを豊かさにつなげていくという、「共生の心」の醸成が求められています。市民一人ひとりが日々の生活のなかで、人権の大切さを理解し、人権意識を高めていく努力をしていくことは、「共生の心」の醸成にも繋がります。

ところで、従来の人権啓発・教育については、ともすれば知的理解にかたよりがちであり、情操や感性に訴えて日常生活に生かされるような深まりが十分ではなく、自分自身の課題として受け止められないなど、市民の主体的な参加が得られず、その内容・方法に課題があると指摘されています。啓発事業も市民が主体的に推進していくことが求められており、行政はその支援を行い、市民自らが啓発事業を企画し、市民に呼びかけを行うことは、人権問題を自分の問題として捉える良い機会になります。

したがって、市民が主体的に推進していくことや、参加・参画することができるいろいろな機会の活用・拡充を図ることなど、市民の年齢層や生活様式に応じた啓発・教育手法の検討を行います。また、日常の活動のなかで主体的に人権問題に取り組むことができる環境づくりを進め、啓発機会や情報提供などの充実とともに、市民、企業が実施する啓発や研修に対しても協力・支援に努めます。

人権啓発・教育については、人権侵害を受け、あるいは受ける可能性のある個人の力を強化していくこと(エンパワーメント)(注:5)も非常に重要です。そうした個人から、現状を変えていこうという自発的活動を引き出し、個人の発意を側面から援助し、その活動を支援していくことも基本的な考え方の一つに置いた啓発に努めます。

また、学校教育等においては、引き続き子どもの発達段階に応じた人権教育を推進します。人権教育の推進にあたっては、すべての子どもたちに人権としての教育を受ける権利を保障することや、人権が尊重された教育の推進に努め、人権及び人権問題について理解する教育を推進します。さらに、教職員研修の充実とともに、学校園の人権教育システムの整備を図るなど、学校園・家庭・地域社会が連携し一体となって、人権教育の推進を図ります。

これらの人権啓発・教育の実施については、国における「人権教育・啓発に関する基本計画」や国・府における「人権教育のための国連10年」に関する

る行動計画など、それぞれが実施する各種計画などとの整合性を図るとともに、国等の関係機関などと連携・協力しながら、体系的かつ計画的な推進に努めます。

2 人権擁護を推進していくための権利擁護システムの構築

人権意識の高揚を図ることにより偏見や差別意識を解消し、人権侵害がおきないための社会づくりに取り組むことだけで、人権問題を解決することにはなりません。何よりも、具体的な人権侵害に対して、国や自治体の側も積極的にその解決に向けたシステムを構築しなければなりません。

人権擁護については、国の責務として位置付けられ、法務局、人権擁護委員等により取り組まれてきました。現在、人権擁護法案が国会に提案されるなど、その機能の充実に向けて制度の改革が進められようとしています。今後とも国に対して人権擁護委員制度の機能充実に向けた働きかけを行います。現在、地域において人権問題を担う人権擁護委員については、市民からも容易に相談などができるように、その制度の周知に努めます。

また、本市においても、市民の人権を擁護する使命を担っており、国の機関との密接な連携を図りながら、相談をはじめとする人権擁護体制の充実に努めます。現在、実施されている人権、女性、子ども、福祉や教育などの分野ごとの相談については、的確な助言や指導ができるよう相談員等の資質の向上や相談機能の充実に向けた取り組みを推進します。さらに、複雑化、多様化する人権問題に対応して、専門機関並びに相談機関相互の連携の強化を図ります。

こうしたことに加えて、人権侵害は社会のあらゆる場でおこる可能性があり、現実の人権侵害に対して速やかに権利を回復し、人権侵害を未然に防止するためにも権利擁護システムが必要です。例えば、権利侵害を受けやすい高齢者、障害者については、自立し、安心して地域生活が送れるように「地域福祉権利擁護事業」等の普及と充実に向けて取り組みます。

また、公的な機関のもとでも人権が侵害されることも想定するとともに、公的施設などを含め施設等の利用者にかかる人権侵害の問題をはじめ、男女平等にかかわる人権侵害、子どもの権利侵害などについて、市民が安心して相談でき、簡便で迅速に対応することができる第三者による人権擁護機関の設置に向けての検討を行います。

3 社会全体での取り組みを推進するためのネットワークの形成

行政だけで人権問題の取り組みを進めるには限界があります。人権問題に取り組んでいく上で最も重要なことは、社会全体で取り組むという合意と人

権を擁護するシステムを構築することにあります。市民や地区コミュニティ組織、NPO、企業等の多様な参加・参画を通じて、社会の連帯の力で、人権施策を支え、効果的かつ効率的に推進していく観点からも、民間と行政との適切な役割分担を確立し、行政とのパートナーシップを構築するよう努めます。

現在、環境問題や福祉の分野でNPOやボランティア団体の活動が注目されていますが、多様化する人権問題への取り組みにおいても、NPO等による自主的な活動に支えられる場面が増えています。NPO等は、先駆的な課題や行政がかかりにくい課題においても、迅速で、柔軟な対応が可能であり、人権施策の推進において重要な役割を果たすことが期待されます。今後、こうしたNPO等との連携を深め、自主性と主体性を尊重したパートナーシップの構築を図ります。

また、人権施策の推進には、国や府など行政機関、医療機関や福祉施設などとの連携が不可欠であり、自治会などの地域での取り組みや、企業の取り組みが促進されるよう努めます。

こうした、地域社会の各分野における人権問題への取り組みを有機的に結びつけるネットワークの形成の推進に努めます。

4 目的を明確にし、計画的かつ総合的な推進と施策の評価及び具体的目標値の設定

人権施策を推進していくためには、事業の到達水準や年次予測を明らかにして、確かな目的意識を持ち、計画的に、そして各事業を連携させ、総合的な取り組みが必要です。このため、人権施策を体系的・計画的に進め、効果をより高くするために、人権啓発・教育の推進計画などとともに、個別の人権課題について、推進計画等の策定に努めます。

また、人権施策を実効あるものとするために、社会環境の変化を踏まえて、その効果等に関して評価・検討を行い、これを施策の一層の充実を図ることに活用していきます。また、市民の満足度なども考慮し、施策の達成度を評価できる、わかりやすい施策指標の研究・開発の検討を行います。具体的には、啓発の効果などは数値で示される性質のものではありませんが、例えば、研修会の参加者を現在の40%から50%にすることなどのように、目標値を設定できるものについては具体化して進めます。

5 市民意見の的確な把握

人権施策推進審議会において当事者団体から意見聴取が行なわれましたが、今後もこうした状況把握の方法を、市民参加の観点からも検討していき

ます。また、相談窓口や人権啓発・教育の現場からも現状を把握することが可能であり、そのために各種機関相互の連携を図ります。施策の検討や推進にあたっては、現状の的確な把握と市民意見の把握は欠くことができないことから、特に差別を受けても声を上げにくい市民の意見を収集するよう努めます。

6 人権問題の調査・現状把握の実施

人権問題の多くは、見えにくく、気付きにくいことから、その実態を捉えることは難しく、依然として社会のなかには、さまざまな偏見や差別が数多く存在していますが、その実態や問題点の多くは明らかになっていません。

人権問題の解決に向けて効果的な施策を進めるためには、課題を的確に把握し、その状況に応じた取り組みを行います。同時に、人権意識の現状や啓発のあり方を探るために、人権意識調査を実施し、市民の人権意識を把握し、啓発に関する手法など各種施策に生かすとともに、偏見や差別を受けている人々や人権問題に直接かかわることが多い関係団体等との意見交換などを通じて、その実態把握に努めます。

7 交流環境等の充実

今や人権啓発・教育は、その根本に、自分自身の人権状況を捉えることが必要であると考えられるようになってきました。障害者問題であれ、高齢者問題であれ、人権啓発・教育はともに学び、ともに活動していくという点にもっと注目し、問題を知るという状態から、一歩進んで「問題にかかわる」という意識を培うためにも、市民同士の交流や立場の違う者同士が交流していくことが必要です。人権に関連してさまざまな分野で活動する団体相互の交流や、市民同士が相互に交流を図るために、情報交換や意見交換の機会の拡充を図るなど交流環境の整備について検討を行います。

第4章 具体的に取り組むべき主要課題

1 女性

昭和50年(1975年)の国際婦人年とその翌年から続いた「国際婦人の10年」は、国際的にも国内的にも男女平等社会の形成に向けて画期的な役割を果たし、この取り組みを契機として、女性の地位向上などが図られてきました。我が国においても、「女性差別撤廃条約」の批准(昭和60年(1985年))や「男女雇用機会均等法」(昭和47年(1972年))、「男女共同参画社会基本法」(平成

11年(1999年))、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成13年(2001年))なども制定され、法制面での整備が図られてきました。

本市においても、国際的・国内的な動きに対応して、昭和58年(1983年)には、第一次行動計画として「男女平等達成のための高槻市婦人行動計画」を、また平成5年(1993年)には、平成14年度(2002年度)までを計画年度とする第二次行動計画として「あらゆる分野への男女共同参画を目指す たかつき女性プラン」を策定し、さまざまな施策を推進してきました。また、平成8年(1996年)には、男女共同参画推進のための学習と活動の拠点として、女性センターを開設しました。女性センターを利用して活動に取り組む団体やグループに対する支援として「団体登録制度」を設け、平成14年(2002年)3月現在、37団体が登録してさまざまな活動が行なわれています。

また、平成9年(1997年)には、計画を総合的かつ効果的に推進するために、市長を本部長とする「男女共同参画推進本部」が設置され、庁内推進体制の強化を図りました。平成13年(2001年)には、男女共同参画に関する総合的施策等を調査審議する常設の機関として、「男女共同参画審議会」を設置しました。

平成13年(2001年)7月に、市内に居住する満20歳以上の男女2,000人を対象に行われた「高槻市市民意識調査」では、平成3年(1991年)、平成9年(1997年)の調査に比べ、概ね男女平等意識の向上がみられます。

このように、本市においても男女共同参画社会の形成に向けて一定の成果を上げてきましたが、依然として多くの取り残されている課題があります。

同じ「高槻市市民意識調査」において、「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担に賛成する人が依然として全体の3割を超えており、特に男性で賛成する人が多いことが明らかになっています。女性の職業の有無にかかわらず、女性の方がより多く、家事・育児・介護等の家庭責任と地域活動の双方を担っている状況があります。女性の就業が進むなかで、これまでの「男は仕事、女は家庭」という役割分担が解消されないままに、「男は仕事、女は仕事と家事・育児・介護等」という形で、女性の負担は過重になっていると言えます。職場においても、男女格差の存在や女性が出産・育児などのために、仕事を離れざるを得ない状況がうかがえます。男女が安心して働き続けるためには、保育の問題は最も重要な要件であり、国では待機児ゼロ作戦が取り組まれています。本市においても子どもが健やかに育つ保育体制の充実を図ります。

また、近年、セクシュアル・ハラスメント(注:6)、ストーカー行為(注:7)、ドメスティック・バイオレンス(DV)(注:8)など女性に対する暴力も、深刻な問題となっています。

こうした状況に対応するためには、職場・家庭・地域社会等あらゆる分野において、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が、緊要な課題です。

平成14年度(2002年度)での第二次行動計画の終了を踏まえて、次期行動計画の策定に向けて、平成13年(2001年)7月に男女共同参画審議会に対して、今後の「男女共同参画行政の基本的な方策について」の諮問が行われ、平成14年(2002年)9月に答申を受けました。この答申を踏まえて、平成14年度(2002年度)に第三次行動計画となる「たかつき男女共同参画プラン」を策定しました。

今後は、「たかつき男女共同参画プラン」に基づき、固定的な性別役割分担意識の解消、価値観やライフスタイルの多様性を互いに認め合う社会の実現、女性のエンパワーメントの促進、パートナーシップの推進という基本的視点に立って、市民、事業者、NPO等や大学と連携して、総合的、計画的に男女共同参画社会の実現に向けて、より一層の取り組みを推進します。

2 子ども

わが国においては、昭和22年(1947年)の「児童福祉法」の制定に続き、昭和26年(1951年)に憲法の精神に従って「児童憲章」が制定され、次世代の社会の担い手であるすべての児童の幸福を図ることを理念にして関係諸施策が実施されてきました。そして、平成6年(1994年)には、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」の批准が行なわれ、子どもは特別な保護を受けるだけでなく、自らが権利を行使する主体として位置付けられ、意見表明権の保障とともに、子どもの最善の利益を優先させるという条約の精神に沿って、児童福祉法の改正、並びにさまざまな施策の充実が図られました。さらに平成12年(2000年)11月には、被虐待児童の早期救済を目指す「児童虐待防止法」が施行されました。

本市では、平成13年(2001年)11月に子育て・子育て支援を総合的、計画的に推進するため、「高槻市児童育成計画」を策定しました。本計画においては、「子どもを安心して生み育てられるまち、地域ぐるみで子育てを支えるまち」を基本理念とし、保護者・大人の果たすべき義務や責任を明確にし、子どもの主体性や利益が最大限尊重される地域社会づくりに努めることを基本視点としています。基本目標として「子どもの人権が尊重され、いきいきと豊かに育つまち」を掲げ、乳幼児期からの人権保育・教育の施策として、一人ひとりの子ども的人格や個性、文化の違いが尊重され、豊かな人権感覚が育まれるよう乳幼児期からの人権保育・教育を推進していくこと

や、子どもの人権を守る体制の整備を施策の方向としました。

児童育成計画をうけ、保育所においては平成14年(2002年)12月に「高槻市人権保育基本方針」を策定し、この方針の基本である、子どもの最善の利益を考慮し、子どもが権利の主体として尊重される「人権を大切に作る心を育てる保育」をもとに、すべての保育所で人権保育を推進します。

また、子育て支援については、これまでから保育事業の一環として、保育所や子育て支援センターでの子育て相談やさまざまな子育て支援を行ってきました。今後、子育てを通じて保護者も成長できるような支援、子育て力そのものを高めていけるような支援のあり方が求められるとともに、幼稚園など各機関と連携した取り組みがより必要です。現在、育児を援助したい人と育児援助を受けたい人とを結びつける会員組織であるファミリー・サポート・センターを開設し、その取り組みを進めています。

児童虐待については、平成12年(2000年)4月に「高槻市児童虐待問題連絡会」を組織して取り組んできましたが、悲惨な事件が後を絶たず、年々深刻さを増しています。そこで、福祉、保健、医療機関、保育、教育機関、地域等が連携して児童虐待の早期発見・対応に向けたネットワークづくりが重要であるとの認識のもと、平成15年(2003年)1月に先の組織を再編・拡充して「高槻市児童虐待防止連絡会議」を設置しましたが、今後とも児童虐待の防止に向けた取り組みの強化を図ります。

また、青少年の健全育成については、時代が大きく変化するなかで、青少年を取り巻く環境も多様に変化し、さまざまな要因が絡み合いながら青少年の成長に影響を及ぼしています。21世紀を担う青少年には、豊かな人権感覚を持ち、社会の基礎的な規範意識を学び、家庭、学校及び地域社会において良好な人間関係を構築し、意欲を持って未来に挑戦する人材として育つように、そのために必要な機会や場を提供していくことが必要です。現在のところ、平成13年度(2001年度)から、「高槻市青少年育成計画」に基づき、その取り組みが進められており、今後とも青少年の健全育成に向けて取り組みを行います。

教育委員会においては、各中学校区単位で地域教育協議会が設置されるなど保護者や地域社会のさまざまな人たちが、学校園と連携して教育活動に参加をすることを通して、学校園と家庭・地域社会が協働して、豊かな人権意識を持った子どもの育成に努めています。

ところで、人権に関する啓発・教育は生涯にわたるものですが、子どもたちにとっては、学校教育が果たす役割は極めて大きいものがあります。子どもたち自身が、次世代の担い手としての責任を自覚し、主体的な生き方ができるように、学校、家庭、地域社会が連携して、子どもたちの「豊かな心と

生きる力」を育んでいく教育を推進します。

また、子どもたちの社会参加を促すため、学校の児童会・生徒会等を中心として組織される「子ども会議」を設置して、地域づくりへの参画や、将来的には市の施策への提案を行うシステムなどについても検討を行います。

さらに、家庭教育に対する支援への強化、有害環境の浄化、いじめや非行等の被害防止策の強化や被害者に対するカウンセリングの充実、救済・支援体制の確立など、子どもを安心して育てられる環境の整備にむけての取り組みを進めます。

3 高齢者

我が国では、平均寿命の大幅な伸長と出生率の低下により、諸外国にはみられない速さで高齢化が進み、21世紀半ばには、3人に1人は高齢者(65歳以上)であるといわれています。本市においても、平成14年度(2002年度)末の高齢者は人口の16.2%を占め、その後も急速に増加し、平成22年度(2010年度)末には人口の23.4%になると推計されています。

本市では、平成6年(1994年)3月に「高槻市老人保健福祉計画」が策定されて以来、総合的な施策の推進を図るとともに、平成12年(2000年)3月には介護保険制度の実施に伴い「高槻市老人保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、すべての高齢者を視野に入れた保健福祉全般にわたる事業を推進してきました。そうしたなか、平成11年(1999年)10月より、「地域福祉権利擁護事業」(注:9)がスタートし、平成13年(2001年)4月より「成年後見制度利用支援事業」(注:10)への取り組みとともに、さらに諸施策を推進していくために平成15年(2003年)3月「高槻市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、高齢者の人権尊重を基本理念として位置付けました。

高齢者といっても、その実態は多様です。健康な高齢者もいれば、介護が必要な高齢者もいます。したがって、それぞれの高齢者の状況に応じた福祉施策、生きがい対策等を実施していかなければなりません。こうしたことと併せて、高齢者の問題を人権問題として考えていく視点を醸成していくことが課題となっています。

健康ではつらつとした高齢者に対しては、いつまでも健康でいきいきと暮らせるよう、就労などとともに、趣味、スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、福祉活動など地域社会において連携を図りながら社会参加を促進していかなければなりません。高齢者自らが、社会の構成員として積極的に役割を担うことができるように、学習機会の充実を図るとともに、世代を越えた幅広い年代層がふれあい、交流を深めることや、高齢者が敬愛され、生きがいを持って生活できるように、市民の意識を高める啓発を実施します。

本市では、全国的にも注目をあびた昭和40年代の人口急増により、数多くの義務教育施設の建設を余儀なくされ、過大規模校(1,500人以上)を抑制する市の施策と相まって、とりわけ小学校においては、適正配置を上回る学校を保有する結果となっています。30数年を経過した現在、人口急増の反動と全国的少子化傾向がさらに拍車をかけ、平成14年度の児童生徒数は、小学校においてピーク時(昭和55年(1980年))の42.9%、学級数は57.0%に急減しています。そのような要因から生じてきた、余剰教室などの施設を地域の諸活動の拠点として、その運営管理をも含めて高齢者対策等への効率的な活用について検討を行います。

ところで、要介護高齢者を介護している人のなかには、身体的にも、精神的にも限界近くに達している人があり、そのために介護を拒否したり、場合によっては虐待につながる場合があります。また、老人福祉施設や病院などにおいても、入所者のプライバシーの侵害や身体拘束などの問題が指摘されています。こうしたことの背景には、高齢者の身体的・精神的な衰えをとらえて、高齢者を「ただ保護されるだけの受身的な存在」とみなしたり、さらには高齢者を軽視して、その存在を認めようとしないう意識があります。

このため、高齢者が権利侵害を受けた場合にそれをどのように救済するか、また、高齢者の声や訴えを受け止める効果的なシステムを、行政や保健・医療・福祉現場にどのようにつくるのか検討を進めます。

さらに、一人暮らしの高齢者や痴呆性高齢者を欺き、財産権を侵害する場合への対応として、現在実施されている「成年後見制度利用支援事業」や社会福祉協議会が実施する「地域福祉権利擁護事業」などの事業についても、その周知を図り、一層充実した制度となるよう努めます。

今後、高齢者が心豊かに生きる権利や個人としての尊厳が重んじられる施策を総合的に推進し、介護サービスを含めて社会福祉サービスの質が、高齢者の人権の保障にふさわしい水準となるよう、行政、関係事業者等が一体となった取り組みを推進します。

4 障害者

障害者の人権については、昭和56年(1981年)の完全参加と平等をテーマとした国際障害者年を契機として、障害者福祉の基本理念である「ノーマライゼーション」(注:11)の考え方が次第に定着し、社会全体の意識も、障害者が地域の中でともに生活することは自然なことであり、制度や建物等の生活環境なども障害者に配慮したものにするという考え方に変わってきています。障害者施策も施設中心から在宅重視へ、入院治療から在宅ケアへと転換しつつあります。また、最近では、「障害者」という表現を避けて、そうし

た特別な存在があるのではなく、人間は誰もがみんな何らかのハンディを持っているものであり、それをお互いが日常的に支え合うことができれば、誰もがみんなと同じ立場に立てるという認識に立つことが求められています。

国においては、平成5年(1993年)に障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的として「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改め、平成7年(1995年)に総合的な施策を推進するため「障害者プラン～ノーマライゼーション7カ年戦略～」を策定するとともに、精神障害者の自立と社会復帰の促進を図るという観点から「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の改正も行われています。

本市の障害者施策については、昭和59年(1984年)3月に「障害者福祉に関する高槻市行動計画」を策定し、平成9年度(1997年度)からは、「高槻市第2次障害者長期行動計画」に基づき、障害者施策をリハビリテーション(注：12)とノーマライゼーションの理念のもとに、雇用・就労の促進、社会参加の促進、保健・医療の充実及び文化活動の推進など、住みよいまちづくりの推進を目標に掲げ、総合的かつ計画的に推進してきました。

また、現在の社会福祉の基礎構造改革に伴う支援費制度の導入など、障害者を取り巻く大きな環境の変化に的確に対応するため、平成14年度(2002年度)に「第2次障害者長期行動計画」の「後期改定計画」を策定し、引き続き障害者の社会参加の促進や自立を支援する施策のさらなる展開に努めています。

ところで、障害者の人権に関する問題としては、差別や偏見などの意識的な側面、道路の段差や階段、駅舎のエレベーターの不備など物理的な側面、また資格要件等による制度的な側面があり、ノーマライゼーションの方向に進みつつあるとはいえ、まだまだ地域社会で自立して生活できる状況にはなっていません。現実には、社会福祉施設等の設置に際して、いわゆる施設コンフリクト(注：13)が発生するなどの問題をはじめとして、あからさまな障害者に対する人権侵害事件も次々と発生するとともに、就労における差別や結婚に関して障害者を取り巻く状況は依然として厳しく、さまざまな障壁(バリアー)が存在しています。

こうしたバリアーをなくしていくことは、障害者だけではなく、子どもや高齢者にも生活しやすい環境を実現していくことにつながります。障害のある人、障害のない人が、同じ権利を有する一人の人間であることを認識し、障害者が容易に自己実現を図ることができ、また、地域の人々とともに暮らしていく社会を実現していくために、障害者の権利を擁護するとともに、さまざまな機会を通じて障害者に対する差別や偏見の解消に努めます。

さらに、障害者のライフステージ(注：14)において、支援費制度の導入に

より、サービスの利用者中心の「利用する福祉」へと変化するなかで、障害の程度に即した支援を行い、リハビリテーションの理念とノーマライゼーションの理念のもとに、「完全参加と平等」の実現に向けて、さらに障害者の権利擁護の取り組みを推進します。

5 同和問題

同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる重要な課題であります。それゆえ、その早急な解決は、国の責務であり、同時に国民的課題でもあります。

こうした認識のもと、本市においては、高槻市同和対策協議会答申を基本とし、国の同和対策審議会答申・地域改善対策協議会意見具申、大阪府同和対策審議会答申等を踏まえ、同和対策事業特別措置法(昭和44年(1969年))、地域改善対策特別措置法(昭和57年(1982年))、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和62年(1987年))(以下「地対財特法」という。)といった時々の法令に基づき、同和地区の生活環境整備や同和地区住民の自立促進を図るため、同和対策事業(同和地区及び同和地区住民を対象を限定した特別対策)を積極的に推進するとともに、差別意識の解消を図るため啓発・教育の取り組みを進めてきました。その結果、かつて劣悪な環境が差別を再生産すると指摘されたような状況は大きく改善されました。また、人権意識も着実に高まってきました。

しかし、平成12年度(2000年度)に本市が大阪府及び府内22市町と共同で実施した「同和問題の解決に向けた実態等調査」の結果などによると、教育、就労、福祉等の分野での課題がみられるとともに、差別意識の解消が十分に進んでいない実態もあるなど、依然として同和問題が解決したと言えない状況があります。

平成14年(2002年)2月の高槻市同和対策協議会答申は、以上のような経緯、実情等を踏まえて、本市における今後の取り組みの基本的目標について、「同和問題が重要な人権問題の一つであることをすべての人が認識し、差別や偏見をなくし、市民一人ひとりが人間らしく生きることができると同時に、多様な個々人の生き方を尊重し合える『すべての人の人権が尊重される社会』の実現を目指す」と述べています。本市としては、同答申の趣旨をしっかりと受け止め、市民の人権意識の高揚を図り、地域住民の自立と自己実現を支援し、同和地区内外の住民の交流を促進するために、学習機会の拡充、相談体制の充実など諸条件の整備を図って、市民の自主的な活動を支え、市民の連帯する地域社会を形成することが必要であり、そのための施策

を実施します。そして、こうした施策ニーズに対しては、地対財特法の失効により、いわゆる「地区指定」がなくなったことや、住民の流出入の増大により同和地区・同和地区住民を対象を限定した施策を継続することが困難になっていることなどから、人権尊重の視点に立って一般施策を十分に活用し、有機的・効果的な施策の推進に努めます。

また、施策の実施にあたっては、財政状況や国・府の行財政措置の動向を勘案しながら、これまでの同和対策の成果が損なわれるなどの支障が生じることのないよう円滑に進めるとともに、高い失業率や情報格差の拡大など、社会経済状況の変化が新たな格差や差別を生じさせないためにも、現代社会の抱える諸問題に対して、さまざまな課題を有する市民の自助・自立と自己実現の達成を支援するという観点に立って取り組みを推進します。

6 在日外国人

本市における在日外国人の居住状況をみると、平成14年(2002年)4月現在、外国籍市民は約2,900人で、市の人口に占める割合は約0.8%で、人口でみると外国人が特に多いわけではありません。その国籍別でみると、韓国・朝鮮籍市民が約1,800人(62%)、中国籍市民が約570人(20%)、フィリピン籍市民が約80人(3%)、ブラジル籍市民が約70人(2.4%)などとなっています。こうしたことから、人口構成上の特徴としては、韓国・朝鮮籍の市民が外国籍市民の多数を占めており、最近に渡日してきた外国人(以下「ニューカマーズ」という。)は比較的少ない状況にあります。

我が国では昭和54年(1979年)に国際人権規約を批准しましたが、本市では、昭和53年(1978年)の人権擁護都市宣言や2次にわたる人権啓発計画の実施、また「人権教育のための国連10年高槻市行動計画」の実施など、人権を市政の機軸に据えた事業実施を進めるなかで、在日韓国・朝鮮人の問題を、同和問題やその他の人権問題と関連付けながら施策を推進してきました。

ところで、在日外国人問題の場合、在日韓国・朝鮮人問題とニューカマーズの問題とがあり、両者は外国人問題として共通する課題があるものの、取り扱いについては歴史的・社会的な経緯などを踏まえる必要があります。

なかでも、在日韓国・朝鮮人の場合、既に三世・四世の世代に入っており、日本で生まれ生活しているにもかかわらず、社会保障制度等にみられる国籍条項の問題や地方参政権など制度的な問題とともに、内外人平等(注:15)の社会の実現に向けて排他主義的な考え方や誤った先入観などによるさまざまな意識の壁を取り払っていかねばなりません。本市では、昭和57年(1982年)には「在日韓国・朝鮮人問題取り組みについての教育基本方針」を策定し、その具体化を図るなど、在日韓国・朝鮮人にかかわる問題について、

早くから教育の分野を中心として、各種事業を推進してきました。

これに対して、ニューカマーズに関連した施策は、近年になってようやく整備されつつあるのが現状です。現在、ニューカマーズに関しては、医療等の緊急時の社会保障・福祉面から人権問題がクローズアップされるとともに、これらの外国人の定住化に伴い、結婚、離婚、子どもの学校等の新たな問題が発生してきており、より日常的な場面での相談などきめ細かい対応に努めます。

本市の場合、ニューカマーズへの施策と在日韓国・朝鮮人への関連施策とがこれまでのところ、統合されておらず、分離したかたちになっています。その要因としては、ニューカマーズの人口が比較的少ない現状のなかで、在日韓国・朝鮮人への関連施策が早くから実施されてきたことが指摘されています。

こうしたことから、本市においては、国際化施策と在日外国人施策の担当部署が、現在、市長部局と教育委員会とに分かれています。国際化施策と在日外国人問題を総合的に取り組む必要性から、今後、新たな行政の体制づくりに努めます。

また、国際化の進展が地域レベルで広がるなか、同じ地域住民として外国籍市民と共生していくためには、異なった考え方や習慣を持つ人々との相互理解が不可欠です。そこで、国際理解のための交流事業や外国人のための日本語教室等とともに、外国人市民による外国語教室などの事業を推進し、外国人との相互協力・理解に努めます。さらに、大阪府では在日外国人問題有識者会議、神奈川県では外国籍県民かながわ会議が設置されている例がみられますが、在日外国人の声を行政に反映するために意見交換の場の設置に向けての検討や、障害者問題など他の人権課題については、その解決に向けて推進計画が策定されているのと同様に、在日外国人問題についても策定に努めます。こうした多様な課題の解決に向けての取り組みを進めていくことにより、さまざまな文化、習慣、価値観の違いを認めあい、国籍や民族的・文化的背景に関係なく、ともに地域を支えあう豊かで活力ある、多文化共生の地域社会づくりを推進します。

7 さまざまな人権課題

(1) 感染症患者等の人権問題

エイズ(AIDS)^(注：16)など感染性の疾病や精神疾患などの疾病についての正しい知識と理解が、必ずしも十分に普及しているとは言えません。このため、これらの疾病にかかっている人のなかには、知識不足や理解不足などからくる偏見や差別によって、社会生活のなかで苦しんでいる人や、

その家族などが差別を受けている事例が少なくありません。

これらの状況を解消していくためには、疾病にかかっている人々の人権が守られ、安心して日常生活を営むことができる社会を実現していくとともに、正しい知識の普及や理解の促進など偏見や差別を取り除いていくための取り組みを推進します。

また、ハンセン病問題については、「らい予防法」が廃止されるまで、患者を療養所へ隔離する政策がとられるなど、患者の方々やその家族は偏見や差別を受けてきました。こうした偏見や差別の解消に向けて、あらゆる機会を通じてハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発の推進に努めます。

(2) 情報化社会の人権問題

情報化社会の進展により、私たちの生活に多くの利便と豊かさをもたらす一方で、さまざまな問題が発生しています。まず、個人情報をめぐる課題として、情報管理上の不備等から個人情報の大量流出も深刻化するとともに、インターネット上で特定個人を誹謗中傷するといったプライバシー侵害にかかわる問題が発生しています。

また、同和地区住民や外国人等に対するインターネットを悪用した差別表現の流布などといった新たな問題も発生しており、こうしたことへの対応に努めます。

(3) 犯罪被害者等の人権問題

犯罪被害者やその家族は、犯罪行為による直接的な被害のみならず、その後のプライバシー侵害などさまざまな二次的被害を受けるなど、人権が侵害される場合があります。

また、刑を終えて出所した人や、犯罪者の家族等へのプライバシーの侵害、偏見の問題もあり、改めて地域社会の理解と協力が必要であり、関係機関とも連携協力しての取り組みを推進します。

(4) その他の人権問題

その他にも、性的マイノリティ(注：17)とされる人々、アイヌの人々に対する偏見や差別への対応、野宿生活者への対策などさまざまな人権にかかわる問題への対応に努めます。特に、性的マイノリティの方々に対しては、本市の申請書類等への男女の性別記載を削除するなど、人権に配慮する観点からも取り組みを行っていきます。

また、最先端医療や遺伝子工学(注：18)などの急激な進展にともなう新たな人権課題への対応など、今後とも議論を深め、その対応に努めます。

第5章 庁内の推進体制

1 総合調整機能の強化

本市では、これまで、女性、子ども、高齢者など個別課題を解決するために、それぞれの課題ごとに施策を講じてきましたが、現在の人権問題のなかには、各分野に横断的に関係するなど個別的な対応では十分とはいえない課題も多くあり、その解決には市のさまざまな部署が協力しなければなりません。人権施策を推進するためには、あらゆる行政分野の連携によって、総合的で、実効性のある施策を実施していかなければなりません。こうしたことから、既存の人権擁護推進本部、人権啓発幹事会の見直しを行い、全庁的な組織の活性化に努めます。

また、人権施策の効果的な推進に向けて、人権室の調整機能を一層強化し、人権課題の実情を踏まえ、施策の企画・調整・点検を行うとともに、施策の実施状況の適切な進行管理を行います。

2 組織体制の整備

国際化や少子・高齢化など、新たな課題に対応するために、担当窓口の整備が求められている分野もあり、特に、本市で暮らす外国人が約2,900人、約40か国に及んでおり、国際化の進展にともない、今後とも「ニューカマーズ」と呼ばれる外国人の来日が予想されます。こうしたグローバル化の流れは今後とも不可避であり、本市の国際化施策と在日外国人施策について、それぞれ関係各課が分担している現行体制を再検討し、本市における国際化の問題を総合的に担当する部署の整備について検討を行います。

3 職員の人権意識の向上

職員は、職務上、市民の人権に深く関与することが多いため、職員の人権意識の向上が大切です。人権に関する取り組みは、人権担当部課だけのものではなく、すべての部課で取り組むものであるという意識を全職員に徹底させ、「自分の仕事を通じて、どうすれば人権擁護に寄与できるのか」ということを考える積極的な意識を持った職員を養成していかなければなりません。したがって、職員に対しては、体系的な人権研修とともに、日常の業務に即した各職場における人権研修を実施します。

また、平成15年(2003年)4月に中核市へ移行したことに伴い市において実施することとなった保健所業務など、特に、人権に深いかわりを持つ業務に従事する保健衛生・福祉専門職員等に対しても人権研修の充実に努めます。

用語解説

* 「バリアフリー Barrier-Free」 (注：1)

障害を持つ人が社会生活していく上で障壁（バリアー）となるものを除去すること。もともとは、建物内の段差解消などハード面の色彩が強いが、最近では、人々の行動や心理的側面から見た社会環境のバリアーが問題とされることが多く、「こころのバリアフリー」が求められている。

* 「ユニバーサルデザイン Universal Design」 (注：2)

建物、製品、環境を、あらゆる人が利用できるように、あらかじめ考えてデザインすること。障害、年齢、性別、国籍等、人が持つそれぞれの違いを超えて、すべての人が暮らしやすくなることを前提とした概念。

バリアフリーは、もともとあったバリアーを取り除くこと、これに対してユニバーサルデザインは、最初からバリアーがないように設計することを目指している。

* 「NPO Nonprofit Organization」 (注：3)

行政、企業とは別に社会的活動を行う非営利の民間組織をいう。利潤追求や利益配分を行わず自主的、自発的に公益的な活動を行う民間組織、団体のことで、営利企業と区別して理解され、法人格を持つ組織（公益法人、特定非営利活動法人など）と、法人格を持たない組織（ボランティアグループなどの任意団体）がある。政府（行政）、営利組織（企業）と並ぶ第三セクターと呼ばれている。一方、NGOは非政府組織という意味で、国境を越えて活動している組織、活動を意味する言葉として使われている。

* 「ハンセン病」 (注：4)

らい菌による慢性の細菌感染症。主に末梢神経と皮膚が侵される。かつては、遺伝病と誤解された。感染力は極めて弱く、1940年代に米国で治療薬「プロミン」が開発され、治療法の研究が進み、仮に発病しても通院治療法で治り、完治する。

* 「エンパワーメント Empowerment」 (注：5)

「力を引き出すこと」を意味する。個々人が本来持っている能力、行動力、自己決定力を引き出し、社会の一員としての自覚と能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在になること。

- * 「セクシュアル・ハラスメント Sexual Harassment」(注：6)
相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布などさまざまな態様のものが含まれる。
- * 「ストーカー行為」(注：7)
一方的に相手に恋愛感情や関心を抱き、執念深くつきまとい、相手に迷惑や攻撃や被害を与える行為。その行為をする人がストーカー。
- * 「ドメスティック・バイオレンス Domestic Violence(DV)」(注：8)
夫やパートナー等、親密な関係にある者からの暴力をいう。
- * 「地域福祉権利擁護事業」(注：9)
判断能力が不十分で権利侵害を受けやすい人(痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等)の権利を擁護するため、日常生活上の手続きや福祉サービスの適切な利用のために必要な援助、また安心して自立した生活が送れるように日常的金銭管理サービス等を提供する事業をいう。
- * 「成年後見制度利用支援事業」(注：10)
判断能力が不十分な痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等を保護し、支援するために「成年後見制度」が設けられているが、この成年後見制度の利用促進のための広報や、申し立てをすべき親族がない場合等において本人の権利擁護のために特に必要があると認めるときは、市長が代わって申し立てをすることができる事業である。
- * 「ノーマライゼーション Normalization」(注：11)
障害を持つ人の人権を尊重して、取り巻いている環境を変えることにより、他の人々と同様な生活が送れる社会をつくり上げていくこと。
- * 「リハビリテーション Rehabilitation」(注：12)
障害を持つ人が心身の障害を克服し、日常生活と社会に適応していく過程で行われる援助活動をいう。単なる「運動機能回復訓練」と狭く捉えるのではなく、医学、教育、職業、社会福祉などの分野が共同して「人間らしく生きる権利の回復」(全人間的復権)の目的に向けた総合的な取り組みが必要となっている。

* 「施設コンフリクト」(注：13)

障害者等の自立を進めるための基盤となる福祉施設等の設置に際し、その設置をめぐる地域住民との間で生じる摩擦をいう。施設コンフリクトによって福祉施設等の整備が進まないことは、障害者等の自立と社会参加を阻む重大な問題とされている。(Conflict：衝突を意味する。)

* 「ライフステージ Life Stage」(注：14)

一般的には、幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期などの発達段階の区分を指す。各ステージごとに共通する人々の行動特性や認識様式の特徴を分析することは有用ではあるが、一方で、個人のライフスタイルの多様化が進む現代において、平均的なステージを歩まない個性を理解する上で限界もある。

* 「内外人平等」(注：15)

「外国人」にも内国人と平等に権利能力を持つことを認める立法上の主義をいう。国際人権規約は、内外人平等を原則としている。わが国も 1979 年に国際人権規約を批准し、1981 年に難民条約に加入した。それに伴い、数多くの制度を外国人に開放する措置をとり、また、国籍条項を撤廃する法改正を行った。

* 「エイズ AIDS」(注：16)

後天性免疫不全症候群のこと。ヒト免疫不全ウイルス(HIV)によっておこる病気をいう。ウイルスに汚染された血液製剤の投与、性行為、母子感染が HIV の感染経路とされている。このウイルスが血液のなかに入ると T4 リンパ球を破壊し、その結果、全身の免疫機構が破壊され、抵抗がなくなる。

* 「性的マイノリティ」(注：17)

同性愛、性同一性障害(身体と心の性別に何らかの違和感のあること)、インターセックス(Intersex：先天的に身体上の性別が不明瞭なこと)の人々などを含む総称。(Minority：少数、少数派を意味する。)

* 「遺伝子工学」(注：18)

遺伝子を有効に利用して人類に役立たせることを目的とした学問。遺伝子操作などの技術により発展してきた。高等生物の特定の遺伝子を多量に作り出して構造分析を行ったり、有用物質を生物的に生産するなど、広く応用される。クローンなどの遺伝子操作や遺伝子治療なども含まれる。

高槻市人権尊重の社会づくり条例

平成13年3月28日

高槻市条例第8号

すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利において平等であり、基本的人権を享有することが保障されなければならない。これは、人類普遍の原理であり、世界人権宣言及び日本国憲法の理念である。

しかしながら、今日でもなお、人種、民族、信条、性別、社会的身分、障害があること等に起因する人権に関するさまざまな問題が存在するとともに、社会状況の変化等により、人権にかかわる新たな課題も現れてきている。

このような状況において、命の尊さや人間の尊厳が大切にされ、生きがいのある人生を創造できる自由、平等で公正な社会を実現していくことが今まさに求められている。

国内外において21世紀を「人権の世紀」とする取組みが進められ、人権の尊重が国際的潮流となるなかにあつて、世界人権宣言及び日本国憲法の理念に基づき、市と市民の協働による真にすべての人の人権が尊重される社会をつくるため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重の社会をつくるため、市及び市民の役割を明らかにするとともに、人権に関する施策の推進に関し必要な事項を定め、もつてすべての人の人権が尊重される社会の実現に資することを目的とする。

(市の役割)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、人権尊重の視点を施策に生かすとともに、市民の自主性を尊重して人権尊重の理念の普及を図るなど人権に関する施策の推進に努めなければならない。

(市民の役割)

第3条 市民は、家庭、地域、学校、職場等あらゆる生活の場において、互いに人権を尊重するよう努めるものとする。

(施策の推進等)

第4条 市は、人権に関する施策を効果的に推進するため国及び大阪府と連携するとともに、市民の人権意識の高揚を図る人権啓発並びに人権問題に関する情報の収集及び提供等人権に関する施策を推進するものとする。

(人権施策推進審議会)

第5条 市に、高槻市人権施策推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、人権に関する施策の推進に関する基本的事項を調査審議する。
- 3 審議会は、委員 12 人以内で組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。
 - (1) 市議会の議員
 - (2) 学識経験のある者
 - (3) 公共的団体の代表者
- 5 委員の任期は 2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（高槻市条例第 328 号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略